

【出題の意図】

[第1問]

改正民法における解除制度について、特に催告解除と無催告解除の違いについての基本的知識を問う問題である。催告解除は催告期間経過後であったとしても債務不履行が軽微である場合には解除できないこと、無催告解除について 542 条 1 項各号の要件を満たす必要があることなどを具体例を挙げて説明できれば良い。

[第2問]

債権の二重譲渡の優先関係についての基本的知識を問う問題である。

設問（1）は確定日付ある通知の確定日付の先後ではなく、通知の到達の先後であることを理解している必要がある。

設問（2）は同時到達の事例で、同時到達の場合には、互いに優先関係を主張できないことなどを指摘する必要がある。

【民事訴訟法】

出題の意図

本問は控訴の利益についての各自の見解を問うものである。控訴の利益は、原則として当事者の申立てとそれに対してなされた判決の主文の内容とを比較して、後者が前者に及ばない場合に認められるとする形式的不服説が通説的見解である。しかし、被告の予備的相殺の抗弁が容れられて原告の請求が全部棄却された場合には、相殺の抗弁についての判断には既判力が生ずることから（民事訴訟法114条2項）、被告にも控訴の利益が認められる。また、離婚訴訟で請求棄却判決を得た被告が自ら離婚の反訴を提起するために控訴をすることができるかどうか、及び、いわゆる黙示的一部請求の全部認容の場合に請求を拡張するために原告が控訴をすることができるかどうかについては見解の対立がある。以上のような具体例を挙げて、控訴の利益が認められるかどうか、その理由とともに論じることが期待される。

なお、近時の判例（最判令和5年3月24日・民集77巻3号803頁）で、第1審判決に民事訴訟法249条1項違反という再審事由となるべき重大な違法がある場合に全部勝訴の原告に控訴の利益を認めたものがあり、これについて言及があれば加点される。また、本問では非訟事件について論ずる必要はない。

国際法

<出題意図>

修士論文作成に必要な国際法についての基礎的知識を問うものである。

【出題の趣旨】

法人税法 74 条 1 項に定める確定決算主義の立法趣旨から、会社法上の（定時）株主総会開催手続に関する規定を逸脱した決算（らしきもの）に基づく申告が、同条の要件を満たした適法な確定申告であるか否かを検討することを趣旨とする。会社法に違反することが法人税法にどのような影響を与えるかという枠組みで検討する。

経済法

出題の意図

[第1問]

デジタルプラットフォーム事業者による反競争的な行為としての同等性条件の仕組みとその独占禁止法上の評価について問う問題である。ワイド型からナロー型までの同等性条件のバリエーションを理解し、それぞれに対してどのような法的評価を下すことができるか詳細な分析が求められる。

[第2問]

私的独占の代表的かつ近年の事例としてのマイナミ空港サービス事件についての理解を試すものである。事件の事実概要を明確に把握し、争点をクリアに説明することが求められる。博士課程前期で経済法を学ぼううえで最低限必要な知識水準を求めている。

知的財産法

出題の意図

〔第1問〕は、著作権法第30条に規定する私的目的複製についての基本的な理解を問う問題である。

〔第2問〕は、共同出願違反があった場合に真の発明者が特許法上求めることができる救済措置についての基本的な理解を問う問題である。

【政治学】

【出題の意図】

（１）政治過程に与する利益団体の作用について理解しているかを問うものである。利益団体は法案の原案作成や予算編成への関与などを行って自らの目標を実現させようとする。ただし、政治システムの中層である、いわゆる政治過程レベルに同様に位置する政党とは異なり、自分たちの目標や利益を実現するために議会運営には関わらない。また、世論形成や政策施行過程への関与も行うことがあり、これらについての知識をみる。

（２）国連の集団安全保障として、たとえば国連安全保障理事会の使命や役割、ならびに安保理の機能不全と言われる状況に関して国際関係論の世界で展開されてきた議論を把握しているかをみる。集団安全保障が適用できなくとも国連安保理には政治的効果があることなどについての考察も重要なポイントとなる。

（３）強力効果説、限定効果説など人々の態度に与える影響、中効果モデルなど人々の認知に与える影響を把握しているか、特に後者について選挙における投票行動との関係性を理解しているかについて問うものである。

（４）近代世界においてナショナリズムは国家の正統性の源泉であり平時にも存在する一方、政治リーダーや集団のナショナリズムへの接近方法によっては戦争にもつながりうることを、政治学や国際関係論でしばしば使われる概念や理論を使って説明できるかをみる。

出題の意図

開発協力の具体的なアクターとしての ODA ドナーの特徴についての理解を問う出題である。日本は DAC ドナーとしての特徴をもつと同時にいわゆる新興国ドナーとも共通の特徴をもっている。また、日本ならではの特徴もある。日本を基軸として、DAC ドナーと新興国ドナーとの比較を行うことで、国際開発協力のランドスケープを把握しているかどうかをみようとしている。

【国際行政論】

出題の意図

- 国際行政論における重要な概念であるグローバル・ガバナンスの理解を問うこと。
- 論理操作力、すなわち具体的な事象を抽象的な概念を使いながら分析する能力を測ること。
- 文章表現力、すなわち自分の主張したいことをわかりやすく論理的な文章にして相手に伝える能力を測ること。